

★ 令和4年度国民年金保険料

令和4年度国民年金保険料は **16,590** 円/月です。(令和3年度より20円の引き下げになります)
 保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

★ 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

毎月の保険料の納付期限は、「翌月の末日」です。(2年経過すると時効により納められなくなります)
 国民年金(公的年金制度)は、老後やもしもの時に大きな支えとなります。保険料の納め忘れがあると、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生したときに、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。保険料は必ず納付期限までに納めましょう。

★ 国民年金保険料の納付が困難なとき

国民年金には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。
 納付が困難だからといってそのままにせず、年金手帳をご準備のうえ、お近くの年金事務所または市保険課(6番窓口)で手続きをしてください。

《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

- ・相談日 **4月12日(火)・26日(火)**
- ・相談場所 市立市民学習センター 104 研修室
- ・相談時間 10:00 ~ 15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。予約の際は、お手元に基礎年金番号の分かるものをご用意ください。

《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

- ・相談日 **4月21日(木)**
- ・相談場所 浜田年金事務所
- ・相談時間 13:00 ~ 16:00

☆要予約 4月13日(水)までに予約

・予約方法 電話またはFAX ※代理可
 (記載事項:住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間)



[年金相談の予約・問い合わせ先] 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ㊚ 0855-23-0442

※年金相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、マイナンバー(個人番号)がわかるもの、本人確認ができる身分証明書などをお持ちください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要です。

※浜田年金事務所で相談される場合も、電話で予約しておくともスムーズに相談できます。

益田市消防団協力事業所認定証および表示証交付式

2月2日(水)に益田広域消防本部において益田市消防団協力事業所認定証および表示証交付式が行われ、新規に認定された東西建設有限会社に認定証および表示証が交付されました。交付式では、市長から日頃の協力への感謝の言葉がありました。

この制度は、消防団と事業所との連携・協力体制を強化することで地域の消防・防災体制をより一層充実させることを目的に、消防団活動に積極的に協力をしている事業所に対し、その証としての表示証を交付しています。

今回の認定で、益田市消防団協力事業所は28事業所となりました。

問 益田市消防団本部 ☎ 31-0220

